

# ～わたしたちのいのちの種を守りたい～

県内での種子の安定供給などに

高知県が引き続き責任を持つことを明確にする

「種子条例」の制定を求めます。

高知県知事 尾崎 正直 様

2018年4月に廃止された「主要農作物種子法（種子法）」。種子法は、戦中から戦後にかけて食糧難を経験した日本が「食糧を確保するためには種子が大事」と1952（昭和27）年に制定したものです。米・麦・大豆などの主要作物について、優良な種子の安定生産と普及を“国が果たすべき役割”と定めていた法律です。種子法のもと、農業試験場の運営などの必要な予算の手当てなどは国が責任を担ってきました。この種子法を、政府は、民間企業の参入を促すためと廃止しましたが、「種子価格が高くなる」「多国籍企業の参入で日本の種の存続が脅かされる」「民間企業による種子の私有化」などの懸念が広がっています。「何をたべるのか」「何を作るのか」を選ぶのはわたしたち。“公共のもの”としてのわたしたちのいのちの種を守るため、県内での種子の安定供給などに、高知県が引き続き責任を持つことを明確にする「種子条例」の制定を求めます。

氏名	住所
	高知県

いただいた署名は県に提出する以外の目的では使用いたしません。

一次集約〆切：2019.5月末日

## 【取り扱い団体】

## 【最終集約団体】

こうち食と農をまもる連絡会

事務局

〒780-8040

高知市神田 2287-6 NPO 法人 土といのち内

TEL 090-4782-1358(丸井) FAX 088-892-4612